

**第60回人権教育・啓発施策推進懇話会における
「京都府人権尊重の共生社会づくり条例（仮称）」の
骨子案についての主な御意見等**

【主な意見・質疑・応答】 （○：委員、●：事務局等）

○骨子案ということだが、条例はいつの段階で文章化されるのか。パブリックコメントは文章化したもので実施しないのか。

●次期定例会となる12月議会で骨子案を報告し、この骨子案に基づいてパブリックコメントを実施する。実際の条文は年明けの2月議会で上程予定
今回の意見募集は、条例の目的や施策の構成等をお示しし、それに対する御意見を踏まえて条例案の成案を得るために実施

○これまでは「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」だったものが、今回の条例の成立によって、また別のものができるのか。

●現在は、現行の「京都府人権教育・啓発推進計画」に位置付けた懇話会として開催しているところだが、条例施行後は、条例に懇話会を位置付けての開催を考えている。

○現在の懇話会はなくなるのか。

●同じような中身とは考えているが、名称含め新しく設定し直すような手続きになろうかと思う。

○府の責務について書かれているが、人権教育・啓発と相談体制という限定的な条例になるかと思うが、人権教育には責務の保持者という言葉が国際的にはあり、責務の保持者である側が研修をきっちりとする応答体制を組むことが必要であると思うので、そこは入れていただきたい。

○人権尊重の共生社会づくり施策の目標ということが書かれているが、施策の目標とは何を指すのか。

●具体的な内容は今後検討することとなるが、現計画でも、府民が人権について学び、交流できる機会を拡充するとともに、相談体制を充実していくことにより、人権という普遍的文化を京都府において構築するといった目標を立てており、こういったところも参考にしながら新たに目標を定めていくことになる。

○前文で基本的人権について定めた憲法という文言があるが、憲法はもう少し強くコミットメントしているので、ニュアンスの話ではあるが若干気になった。

●前文の憲法についての記載は、実際の条文にはもう少し具体的に書くことになると思われる。

○人権侵害は違法なものも生じておりとあるが、人権侵害は基本的に違法なものだと思うが、どう区別しているのか。一般の方が読むと人権侵害なのに違法なものそうでないものがあるのかという印象を与えてしまう気がするため、何らかの工夫をするべき。

●インターネット上の人権侵害の違法なものについては、ヘイトスピーチや識別情報の摘示など、違法なもの以外にも有害情報なども想定している。

○「違法なものも生じており」はなくてもいいのではないか。インターネット上の人権侵害は、被害者にも加害者にもなり得るので、被害者の救済を一層推進すると書けばいいと思う。

○基本理念の「全ての府民が、それぞれの個性を認め合う相互理解と寛容の下」という部分で、昨今様々な場面で多数派が少数派に寛容を求めるということが危惧されており、それを助長しないような工夫が必要なのではないかと思う。

●基本理念の少数派と多数派のところも、助長しないよう工夫して表現したい。

○現在の懇話会は有識者の意見を聴取するために設置されていると思うが、骨子案では学識経験者となっており、これは何らかの意味があるのか。

●幅広い分野から参画いただくのが適正な評価・点検をする上でいいのではないかと、これまで対象を広げてきたところ。幅広く御意見をいただくことによって、何かを決めていただくというよりは個々の御意見を大事にしながら施策に反映していくということを重視している。
懇話会には人権権教育・啓発という効果測定の難しい施策を評価するという機能があり、これまで通り様々な御意見を頂戴する場としたいと考えている。記載についてどう表現すべきか検討したい。

○基本計画とは推進計画のことか。

●基本計画と推進計画は同じものととらえているので、文言を整理したい。

○前文の「人権諸条約などの国際準則」という表現だが、「人権諸条約の規定」と記載するほうが適切ではないか。